

南砺市農業委員会第 19 回総会会議録

- 1.招集日時 平成 28 年 1 月 8 日
- 2.開会時刻 平成 28 年 2 月 4 日 午後 2 時 00 分
- 3.閉会時刻 平成 28 年 2 月 4 日 午後 3 時 05 分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28 名
- 6.出席委員 25 名 欠席委員 3 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島 和博	出	15	杉森 桂子	出
2	齊田 一除	出	16	瀧 由記男	出
3	浅野 清治	出	17	片山 昌作	出
4	上田 憲仁	出	18	藤永 隆夫	出
5	福田 孝洋	出	19	松平 勝	出
6	荒木 健二	欠	20	齊藤 十明	出
7	前川 十一	出	21	澁谷 均	出
8	梅本 兵造	出	22	杉本 文代	出
9	池田 又次郎	出	23	木下 春一	出
10	石尾 武雄	出	24	小橋 昭夫	欠
11	山本 清	出	25	中川 寿	出
12	山本 敏	出	26	松本 篤治	出
13	大谷 與一	出	27	池田 喜昭	出
14	雨野 敬三	出	28	庵 昭義	欠

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 79 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 80 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

- 協議第 14 号 賃借料情報の公開について
 報告第 27 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について
 報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 久保 明子

9.会議の概要

事務局 本日、庵会長、6 荒木委員、24 小橋委員より欠席の旨の通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 28 名中 25 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することをここにお知らせします。また、農業委員会規程第 5 条により会長不在のときは職務代理者がその職務を代理する事になっておりますので、この後の議事進行につきましては職務代理の池田委員にお願いします。

それでは、ただ今より第 19 回総会を開会いたします。まず、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。

職務代理 暦のうえでは春ですが、まだ寒い日が続いています。インフルエンザも流行し始めているようです。委員の皆様には身体に十分気をつけて健康に注意していただきたいと思えます。今日はニュージーランドで T P P の調印式が開かれるようです。いよいよ T P P が本格化してこの地域でも対策を講じていかなければならないように思いますので、情報を得ながら進めていくことになると思えます。

今日は会長不在ですので、私の方で進めさせていただきます。それでは本日、出ております案件につきましてこれから順次進めてまいりますので的確なご判断をいただきたいと思えます。

議長
(職務代理)

それでは只今より委員会を進めていきます。

これより議事に入りたいと思えます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

12 番山本敏委員、13 番大谷與一委員お願いいたします。

議長 それでは、議案第 78 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。(3 条について説明)

事務局 =議案第 78 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は 4 件の申請がありました。面積は田 8,531.00 m²、畑 2,623.00 m² 計 11,154.00 m²です。今回は所有権の移転に関するものが 3 件、使用貸借権に関するものが 1 件です。

受付番号 1 番は、譲渡人は高齢であり、家族は申請地の農業を後継する意志がないため、知人で申請地周辺の耕作者である譲受人に贈与するものです。

受付番号 2 番は、譲渡人は高齢のため耕作・管理ができないことから、申請地近くにお住まいの譲受人に売買するものです。

受付番号 3 番は、申請地は以前より譲受人が管理しており、今後も維持管理していくことから、所有権の移転をするものです。

受付番号 4 番は、農業者年金経営移譲年金受給に関するもので、期間満了に伴う再設定をするものです。
いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 78 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第 79 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を議題とします。また、関連がありますので報告第 27 号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」も同時に議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 27 号について説明=

農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4

号の規定では農業上の用途区分の変更で、土地の面積が 2ha を超えないものは軽微な変更で処理できることになっておりますので、1月28日農業振興地域整備計画の軽微な変更公告を行ったことを報告します。

＝議案第 79 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は全部で 3 件の申請がありました。面積は田 440.00 m²、畑 2,544.00 m²、計 2,984.00 m²です。

分家住宅敷地	1 件	田 1 筆	365 m ²
牛舎敷地	2 件	畑 1 筆	2,544 m ²
発電事業用地	1 件	田 1 筆	75 m ²

受付番号 1 番は、現在、家族 5 人で親戚の住宅を借家していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから今般自己所有の住宅を新築することにしました。家族は子どもの学区が変わらず、また実家の近くを希望していることから、この申請地を選定したものです。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（第 1 種住居）であることから 3 種農地と判断されます。

受付番号 2 番は、申請人は畜産を営んでいます。現在、肉用牛の成牛 250 頭、子牛 50 頭を飼育しています。今般新たに 50 頭を増やす計画です。既存建物は老朽化も著しく一部を取壊し、その建物に居た 50 頭分とあわせ 100 頭分の牛舎を申請地に建築したいものです。また、取壊した建物の跡地は飼料置場にする予定です。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の農業用施設に該当すると考えられます。

受付番号 3 番は、本事業は、一級河川庄川水系〇〇川の河川流量及び落差を利用して発電を行う計画で、新規水利権による流れ込み式発電計画となります。〇〇川右岸に取水設備を構築し、延長約 1,282m の水圧管路を経て水車発電機 1 台で最大出力 810kw の発電を行い、放水路を経て 31m 下流の右岸に放流する発電所で、発生した電力は全て北陸電力（株）に売電する計画です。申請地はこの導水管が通る用地となるものです。

農地区分は、低生産性小集団農地ということで 2 種農地と判断され許可基準の代替可能性なしと考えられます。

議長 受付番号 2 番は 1,000 m²以上の案件ですので、担当委員さんのコメントをいただきたいと思います。担当の中川委員さんコメントをお願いします。

中川委員 生産規模の拡大をされるもので、申請地隣接の道路側の土地は自己所有ですが、冬場の除雪のために開けておくものです。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 79 号は原案どおり議決させていただきます。

次に、議案第 80 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

事務局 今回は設定が 122 件、198 筆の申請があがっています。面積は、田 331,115.00 m²、畑 3,438.00 m²、計 334,553.00 m²です。

＝議案第 80 号について議案書をもとに内容説明＝

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 80 号は原案どおり議決させていただきます。

次に協議事項に入ります。

議長 協議第 14 号「賃借料情報の公開について」を議題とし、事

務局より説明を求めます。

事務局 =協議第 14 号について説明=

平成 21 年 12 月の農地法改正に伴い、標準小作料が廃止され、利用権の参考資料として賃借料情報を公開しております。農林水産省の指導ではデータの収集期間を直近 1 年間とすることが望ましいとされており、直近 1 年間の利用権設定のデータを取りまとめさせていただいております。今年度も 4 月にホームページ、広報紙で公開させていただく予定です。

議長 何かご質疑ありますか。

木下委員 井口地域の調査件数が増えている理由は何か

事務局 井口地域は昨年法人化されており新規に設定されてことによるものです。

議長 その他にご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 了解いただいたということで、次に進みます。

議長 次に報告事項に入ります。

議長 報告第 28 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 今回は 47 件の届出がありました。田 189,219.00 m²、畑 3,438.00 m²、計 192,657.00 m²です。

=報告第 28 号について説明=

受付番号 1 番から 13 番は、一度解約し新たに利用権設定されるものです。

受付番号 14 番から 38 番は、農事組合法人の設立に伴う解約です。今後法人と利用権設定されるものです。

受付番号 39 番から 47 番は、農事組合法人の設立に伴う解約ですが、今後は法人ではなく、別の方と設定予定です。

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長

次にその他の案件に入ります。

○次回の委員会 平成 28 年 3 月 4 日 (金) 午後 2 時から

○「南砺市農業委員会と中核農業者との合同研修会」について

2 月 24 日 (水) 午後 2 時から

○「平成 27 年度農業委員等研修会」について

3 月 11 日 (金) 午後 1 時 30 分から

○南砺市山村振興計画について 概要説明

議長

その他、何かご質疑はありますか。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長

その他、何かご意見はありますか。

(発言なし)

議長

以上をもちまして、南砺市農業委員会第 19 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 05 分)

議事の正確なるを証して署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長